

ご本人様控

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(控)

被保險者氏名 金 忠杰
基礎年金番号 3157-664291

令和2年中(令和2年1月1日から令和2年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。

(令和2年9月30日現在)

①納付済額	納付済保険料の証明額	194,960 円
(ご参考)		
②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	***** 円
③合計額	①納付済額＋②見込額 (②見込額がある場合に表示)	***** 円

納付状況の内訳

[illegible]

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象となります。

生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。

令和2年以内に納付された保険料は令和2年分として申告できます。

・この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。

あとから納付された保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要ですよ。なお、あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。

・領収証書をなくされた方、再発行をご希望の方は、左記の『ねんきん加入者ダイヤル』までご連絡ください。

保険料納付は、口座振替が便利でお得!

毎月の口座振替を早割にするとお得です。

口座振替なら早割制度(当月保険料の当引|落)があり、毎月の保険料額が50円割引となります。

保険料を口座振替で前納されると、もっとお得です。

前納は6カ月前納、1年前納または2年前納により納めることができます。口座振替での前納は、毎年2月末までお申し込みの期限です。詳細については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせは『控除証明書相談チャット』
または『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1. 一般のご照会

▲控除証明書相談チャット

*日本年金機構ホームページでは、
控除証明書に関するよくあるお問い合わせに
自動でお答えする相談チャットを開設しています。
24時間いつでも対応していますので、
右記の二次元コードよりぜひご利用ください。



日本年金機構ホームページは 検索  <https://www.nenkin.go.jp/>

2. 具体的なご照会

◆ねんきん加入者ダイヤル



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6630-2525

△受付時間△

月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30~午後4:00

*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

「03-6630-2525」の番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

「お知らせは内側にあります。」

夫印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)